

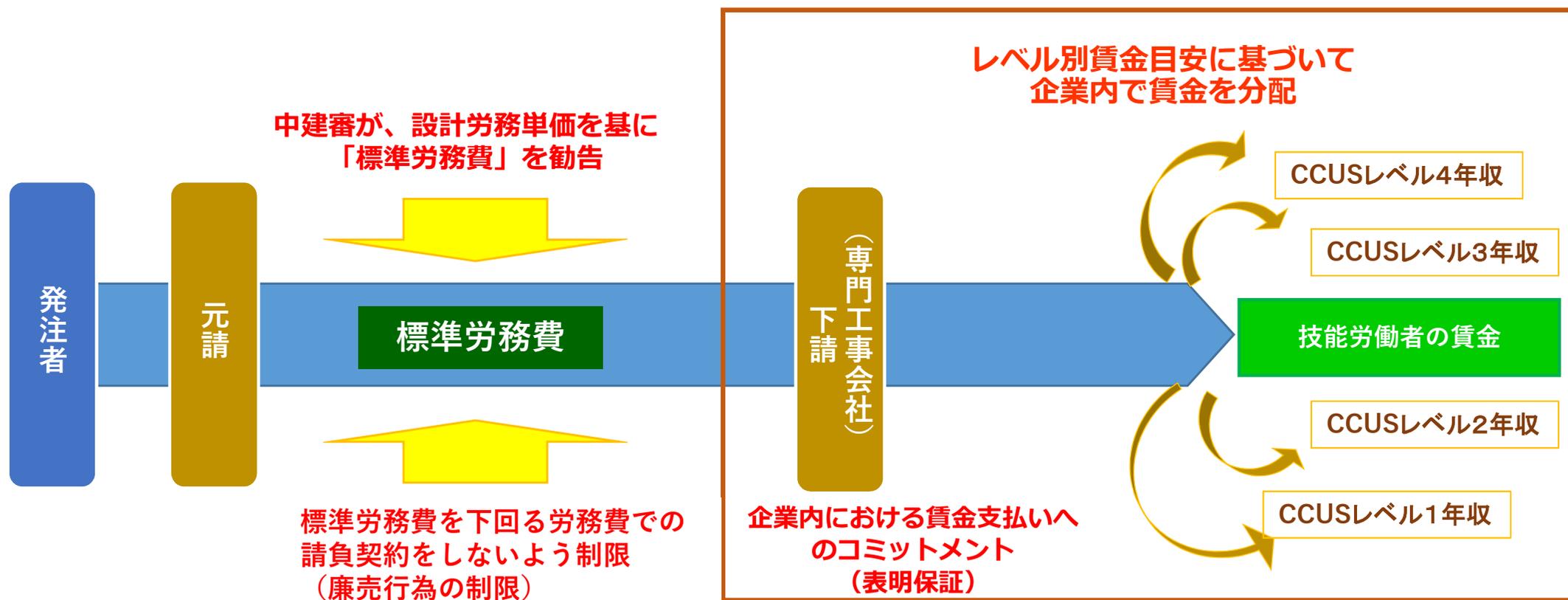
賃金引き上げについて

制度設計の方向性について(第2回資料より)

- 標準的な賃金・労務費が示されることで、各段階において適切に支払われるべき労務費が確保され、経済状況に左右されず賃金水準が保たれる仕組み作りが必要ではないか。
- 労務費の確保や賃金の行き渡りを阻害する受注者による不当な廉売行為（ダンピング）を制限していくことで、極端な安値で受注する者を減らし、出血競争による共倒れを防止する必要があるのではないか。
- 契約は当事者間の関係を拘束するものであるため、例えば元請は下請における賃金支払い状況等について把握や強制を行うことはできないが、賃金の行き渡りを確認・担保していく措置を講ずることはできないか。

制度改正の内容について(第2回ご議論を踏まえて)

- ✓ 労務費を原資とする廉売行為を制限するため、受注者に対し不当に低い請負代金を禁止し、違反した場合には行政から勧告等を行うことにより実効性を担保していく。
- ✓ 請負契約締結の際における労務費の相場観を示すと共に、廉売行為を規制する際の基準とするため、単位施工量あたりの標準的な労務費を「標準労務費」として、中央建設業審議会が勧告を行う。(標準労務費の水準は設計労務単価×歩掛り相当と考え、直轄工事における積算に使用する単価を基準としていく)
- ✓ 「標準労務費」に基づく適切な賃金の支払いを確保するため、下請約款において、適正な賃金支払いへのコミットメント(表明保証)や賃金開示への合意に関する条項を追加する。
- ✓ 建設工事の請負契約の適正化にかかわる情報を調査・整理し、公表することができるよう法令上の根拠規定を措置するとともに、組織体制を整備していく。



標準労務費に関する制度設計について

- 中央建設業審議会による標準労務費の勧告にあたっては、具体の範囲や内容等について同審議会の下にワーキンググループを設置し検討していく（前回制度改正時に「工期に関する基準」を制度化した際も同様）。
- 賃金の行き渡りの確認について、まずは公共工事において、CCUSの活用を念頭に下請も含めた受注者における技能者登録・賃金の支払い状況・施工体制等についての確認を行う方策を検討・試行。
- また、重層下請構造のあり方や建設業の許可を要しない小規模工事に携わる者に関する論点については、制度改正の内容も踏まえつつ、引き続き検討。

その上で、今般の制度設計に当たって、以下の観点についてご審議いただきたい。

- ① 労務費を原資とする廉売行為を制限するに当たって、廉売行為の取り締まりの際の基準として活用するためには、幅広く合意が得られる方法での標準労務費の作成・勧告が必要ではないか。
- ② 標準労務費により請負契約締結の際における労務費の相場観を示したうえで、各段階（元下・下下）において適切に支払われるべき労務費を確保されることを担保するために、請負契約における労務費の見える化をどのように進めていけばよいか。

「標準労務費」の考え方

- 労務費を原資とする廉売行為を制限することで公正な競争を促進するため、請負契約締結の際における労務費の相場観を示すと共に、廉売行為の取り締まりの際の基準とすることを目的として、トンあたり、平米あたりといった単位施工量あたりの標準的な労務費を「標準労務費」として明示。
- 「標準労務費」は、東京における、標準的な仕様・条件での、設計労務単価×歩掛り※と想定し、工種毎に1つの標準労務費を策定。東京以外の地域、標準以外の仕様・条件については、「標準労務費」の補正を行うことを想定。
※設計労務単価・公共工事の工事費の積算に用いるために設定した、労働者本人が受け取るべき日額賃金歩掛り・ある作業について、とある施工班が単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 「標準労務費」は設計労務単価×歩掛りに相当することから、「標準労務費」に基づく請負代金が設定されれば、受注側は、その工事において、設計労務単価相当の賃金支払いが可能と見込まれる。
- 具体的には、直轄工事において積算に使用されている単価は、設計労務単価×歩掛りに相当するものであることから、直轄工事において積算に使用されている単価を「標準労務費」として活用することを想定。但し、材工共となっているものについて材工の分離が必要であるなど、工種によって個別の対応が必要な場合もあると見込まれる。

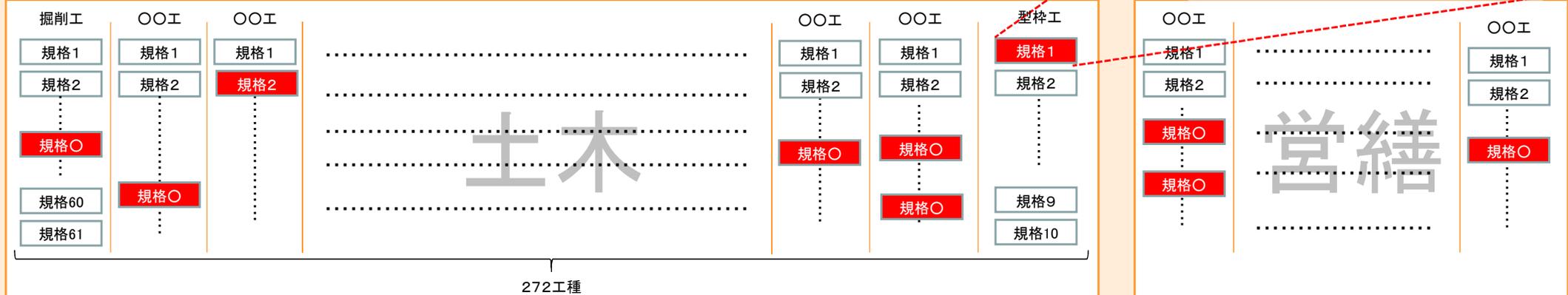
鉄筋工（土木）の例		標準労務費	
			65,000円/ t
	適用労務単価	鉄筋工	26,000円
		普通作業員	20,000円
		その他	—
(参考)	地 域：東京 規 模：標準 仕 様：（構造物の種類）一般構造物 その他の条件：鉄筋加工組立（手間のみ）、D10以上D51以下 対 応：（機○、労○、材×）荷卸し-小運搬-加工-小運搬-組立 ※下線に対応 平均年収（CCUSレベル別）：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円		

制度設計・運用上の論点①

- 標準労務費の作成においては、**歩掛り等ごとに「標準的な仕様・条件 (=規格)」を特定する必要**
- 一方、直轄工事における歩掛りは土木・営繕で異なり、**土木のみでも1386種類※の歩掛り等が存在している**
※積上げの歩掛・施工パッケージ、国土技術政策総合研究所調べ。
- また、**各歩掛り等には、様々な規格が存在し**、例えば、型枠工（土木）では10規格、掘削工では61規格が存在

歩掛り等の「標準的な規格」の特定方法（イメージ） ※「標準労務費」の作成については、制度改正後に別途WG等で議論を予定

- 使用頻度・金額等に照らして「標準的な規格」を各工種において標準労務費の算出のために特定（**規格○**）
- 「標準的な規格」については工種ごとに必要に応じて2つ以上を特定することも許容することを想定



（ご審議いただきたい事項）

- ✓ 標準労務費はあくまで「標準的な規格」について勧告するものであるが、工事ごとの規格は多種多様であるため、工種によっては幅（8100円～9100円/m²など）を持たせた勧告としてはどうか。（幅の考え方については検討を行う必要。）
- ✓ 工種が多岐にわたるため、段階的に勧告する又は労務比率の高い工種に限って勧告する等を考えるか。

制度設計・運用上の論点②

- ・ 請負契約において **材工分離がされていない場合**には、**標準労務費相当の労務費が確保されているかの確認が困難**
- ・ 建設業法の廉売行為の制限は、**労務費も含む総体としての不当に低い請負代金を禁止**するもの
- ・ 標準労務費が、**廉売行為を制限するための「ものさし」として機能**するよう、廉売行為の制限と合わせ適切に運用する必要

(ご審議いただきたい事項)

- ✓ 各段階の請負契約における適切な労務費の確保のため、標準見積書・請負代金内訳書等における労務費の内訳明示（見える化）を促進してはどうか。
- ✓ 標準労務費を一定程度下回った取引については、全てを指導対象等とするのではなく、「廉売に当たりうる」としたうえで調査を行い、指導等を実施することとしてはどうか。

 **標準労務費を一定程度下回る内容の契約の抽出や、廉売行為の制限の適切な運用方法について整理し、周知を行っていく必要。**